

大分県報

平成三十年
号外 (二三)
三月三十日

(金曜日)

目次

老人福祉法施行細則の一部改正	一
大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部改正	一
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正	二
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正	二
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正	三
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正	三
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正	四
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正	五
指定居宅サービスに係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正	五
指定介護予防サービスに係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正	七
指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の廃止	九
指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の第六項の規定による旧指定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する規則の廃止	九

規則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第十三号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第二十五条第四項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「採る」を「とる」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第十四号

大分県介護保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則

大分県介護保険財政安定化基金管理規則（平成十二年大分県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第二条第一号中「法」を「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」に改める。

第三章中第七条の次に次の一条を加える。

（交付金の額の減額等）

第七条の二 知事は、交付金の交付を受けようとする市町村が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する交付金の額を減額し、又は交付を行わないことができず。

一 交付金の額が不当に過大に見込まれていると認められるとき。

二 偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けようとしたとき。

三 この規則に規定する交付に係る手続を怠ったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、交付金の交付を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

一 前項第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。

二 交付金をその交付の目的以外の目的に使用したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

第四章中第十四条の次に次の一条を加える。

（貸付金の額の減額等）

第十四条の二 知事は、貸付金の貸付けを受けようとする市町村が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金の額を減額し、又は貸付けを行わないことができる。

一 貸付金の額が不当に過大に見込まれていると認められるとき。

二 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

三 この規則に規定する貸付けに係る手続を怠ったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

一 前項第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。

二 貸付金をその貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

第五号様式及び第六号様式中「第5条及び第9条関係」を「第5条、第9条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第十五号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県

規則第二号）の一部を次のように改正する。
第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第七条 条例第十七条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第十六号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（専ら職務に従事しなければならない介護職員等）

第三条 条例第七条ただし書の規則で定める介護職員及び看護職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（条例第四十二条第二項（条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この

条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。

第四条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第七条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第十条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第十一条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第十一条の二 条例第三十八条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十七号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第七条の二 条例第十八条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第十四条中「第四条、第六条」の下に、「第七条の二」を、「条例第十三条第一項」との下に、「第七条の二中「第十八条第五項」とあるのは「第四十三条において準用する条例第十八条第五項」とを加える。

第十八条第五項」とを加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十八号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「場合は」を「介護職員及び看護職員は」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及び」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（条例第五十三条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「を併設する場合」を「以下この項において同じ。」を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービスマニュアル第百六十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第六条の二 条例第十六条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者にに対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第八条の見出し中「事務所等」を「事業所等」に改める。

第九条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第十四条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第十四条の二 条例第四十八条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者にに対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第十五条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

附則第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

十一日」に改める。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十九号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（専ら職務に従事しなければならない介護職員）

第三条 条例第四条第四項ただし書の規則で定める介護職員は、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この条において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員とする。

第四条第一項第二号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者にに対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第十五条第一項第二号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十六条第一項第三号及び第四号中「特別な居室等の提供に係る基準」を「特別な居室等の提供に係る基準等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第十六条の二 条例第四十七条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

附則第六項から第九項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第九項中「一・二メートル以上」を「一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）」に改め、同項ただし書を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（専ら職務に従事しなければならない介護職員）

第二条の二 条例第四条第七項ただし書の規則で定める介護職員は、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。以下この条において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員とする。

第七条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第七条の二 条例第十七条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催すると

もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

第十七条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第十七条の二 条例第四十八条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

附則第五項及び第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十一号

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当居宅サービスに関する基準（第九条・第十条）」を

「第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第八条の二）」

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第九条・第十条）」を

「第二節 削除」を

「第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第三十五条―第三十九条）」に、

「第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第五十七条・第五十八条）」を

「第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第三十五条―第三十九条）」に、

「第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第五十七条・第五十八条）」を

「第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第三十五条―第三十九条）」に、

「第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第五十七条・第五十八条）」を

「第三節 共生型居宅サービスに関する基準（第五十六条の二）
 第四節 基準該当居宅サービスに関する基準（第五十七条・第五十八条）」に改める。

第六条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型居宅サービスに関する基準

（準用）

第八条の二 前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第六条第四項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第六条第四項」と、第四条第一項中「第九条」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第九条」と、第五条中「第二十四条」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十四条」と、同条第一号中「第二十五条第一項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十五条第一項」と、第六条中「第二十九条第三項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十九条第三項」と、第七条中「第三十条」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第三十条」と、第八条中「第十二条第二項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第十二条第二項」と、同条第二号中「第二十条第二項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十条第二項」と、同条第三号中「第二十七条」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第二十七条」と、同条第四号中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第三十八条第二項」と、同条第五号中「第四十条第二項」とあるのは「第四十三条の三において準用する条例第四十条第二項」と読み替えるものとする。

第二十五条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第三十一条第四号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第七章第二節を次のように改める。

第二節 共生型居宅サービスに関する基準

（準用）

第三十五条 第四条及び第三十条から第三十三条までの規定は、共生型通所介護について準用する。この場合において、第四条中「第九条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第九条」と、第三十条第一項中「第四十条第三項」とあるのは「第一百六条において準用する条例第四十条第三項」と、第三十一条中「第六十六条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第六十六条」と、同条第一号中「第七十七条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第七十七条」と、第三十二条中「第八十八条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第八十八条」と、第三十二条中「第一百零八条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第一百零八条」と、第三十三条中「第一百三十二条」とあるのは「第一百六条において準用する条例第一百三十二条」と、同条第二号から第四号までの規定中「第一百四十四条」とあるのは「第一百六条」と、同条第五号中「第一百二十二条の二第二項」とあるのは「第一百六条において準用する条例第一百二十六条」と、同条第五号中「第一百二十二条の二第二項」と読み替えるものとする。

第三十六条から第三十九条まで 削除

第九章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型居宅サービスに関する基準

（準用）

第五十六条の二 第四十七条から第五十一条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十七条中「第五十三条」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第五十三条」と、第四十八条第一項中「第五十五条第三項」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第五十五条第三項」と、同条第三項中「第五十五条第四項後段」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第五十五条第四項後段」と、第四十九条中「第六十五条」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第六十五条」と、第五十条中「第六十六条」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第六十六条」と、同条第一号中「第二百四十九条第二項」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第二百四十九条第二項」と、第五十一条中「第六十八条第二項」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第六十八条第二項」と、同条第二号中「第六十九条」とあるのは「第八十二条の三」と、同条第三号中「第五十六条第五項」とあるのは「第八十二条の三において準用する条例第五十六条第五項」と、同条第四号から第六号までの規定中「第六十九条」とあるのは「第八十二条の三」と読み替えるものとする。

第六十二条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六十七条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第七十一条の次に次の一号を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第七十一条の二 条例第二百二十七条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第七十八条中「第七十一条」の下に「及び第七十一条の二」を加え、「同条」を「第七十一条」に、「第二百四十九条」を「第二百四十九条」に改め、「条例第二百二十六条第三項」との下に「第七十一条の二中「第二百二十七条第六項」とあるのは「第二百四十九条において準用する条例第二百二十七条第六項」とを加える。

第八十一条第一号中「利用料」の下に「全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

附則に次の一項を加える。

七 第六十九条及び第七十四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第八十一条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行つている事業所において行われる指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年大分県条例第十五号)第一条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等(平成二十四年大分県条例第五十五号)第九十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、この規則による改正前の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「条例第九十六条第三項」とあるのは、「指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年大分県条例第十五号)第一条の規定による改正前の条例第九十六条第三項」とする。

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十二号

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第五十六条・第五十七条)」

「第三節 共生型介護予防サービスに関する基準(第五十五条の二)」

を 第四節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第五十六条・第五十七条)」に改め

る。
第二十六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常事業の実施地域

第二十九条中第三項を削る。

第九章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型介護予防サービスに関する基準

（準用）

第五十五条の二 第四十五条から第五十条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十五条中「第三百三十五条」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第三百三十五条」と、第四十六条第一項中「第三百三十七条第三項」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第三百三十七条第三項」と、同条第三項中「第三百三十七条第四項」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第三百三十七条第四項」と、第四十七条中「第四百十条」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第四百十条」と、第四十八条中「第四百十一条」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第四百十一条」と、第四十九条中「第四百十二条第二項」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第四百十二条第二項」と、同条第二号中「第四百十四条」とあるのは「第三百六十六条の三」と、同条第三号中「第三百三十八条第二項」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第三百三十八条第二項」と、同条第四号から第六号までの規定中「第四百十四条」とあるのは「第三百六十六条の三」と、第五十条中「第四百十六条」とあるのは「第三百六十六条の三において準用する条例第四百十六条」と読み替えるものとする。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六十七条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
第七十一条の次に次の一条を加える。
（身体的拘束等の禁止）

第七十一条の二 条例第二百三十三条第三項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第八十五条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

附則に次の一項を加える。

7 第六十九条及び第七十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少せるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する経費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第八十五条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

（看護職員が行う指定介護予防居室療養管理指導に係る経過措置）

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる指定居室サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年大分条例第十五号）第二条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定め

る条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）第八十九条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、この規則による改正前の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二十九条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「条例第九十七条第三項」とあるのは、「指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年大分県条例第十五号）第二条の規定による改正前の条例第九十七条第三項」とする。

指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十三号

指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則

指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十六年大分県規則第六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第六項の規定による旧指定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十四号

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第六項の規定による旧指

定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する規則を廃止する規則

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第六項の規定による旧指定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する規則（平成二十七年大分県規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

大分県報号外（規則）